

平成 22 年 6 月 23 日

各 位

会社名 株式会社東京スター銀行  
代表者名 代表執行役頭取 CEO ロバート・エム・ベラーディ  
問合せ先 広報・IR チーム  
TEL. 03-3586-3111 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり当行定款の一部変更について同日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議し、その後本日付で開催された臨時株主総会で承認されましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 【定款一部変更の件】

##### 1. 変更の理由

本日開催の取締役会において、オリックス株式会社との資本業務提携契約の締結が決議され、オリックス株式会社に第三者割当による優先株式を発行することになりました。これに伴い、発行可能株式総数に関する規定の修正を第 6 条で行うものであります。また第 3 章において優先株式に関する規定を追加するとともに、第 5 章において種類株主総会の新設を行うものです。その他全般にわたり、所要の修正を行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更の効力発生日

平成 22 年 6 月 23 日 (水)

以 上

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ～ 第 5 条 ( 条文省略 )</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>2,800,000</u>株とする。</p> <p>第 7 条 ～ 第 10 条 ( 条文省略 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ～ 第 5 条 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、2,800,000株とし、このうち、普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数はそれぞれ、<u>2,800,000株、200,000株とする。</u></p> <p>第 7 条 ～ 第 10 条 ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 優 先 株 式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 11 条 当銀行は、剰余金の配当を行うときは、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主 (以下「優先株主」という。) または優先株式の登録株式質権者 (以下「優先登録株式質権者」という。) に対し、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載された当銀行の普通株式 (以下「普通株式」という。) を有する株主 (以下「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、優先株式 1 株につき、2,500 円 (以下「優先配当金」という。) の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2</u> ある事業年度において優先株主または優先</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p><u>登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p><b><u>(優先中間配当金)</u></b></p> <p><u>第12条 当銀行は、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たり、各事業年度における優先配当金の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。</u></p> <p><b><u>(残余財産の分配)</u></b></p> <p><u>第13条 当銀行の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき、優先株式1株当たり金5万円を支払う。</u></p> <p><u>2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><b><u>(議決権)</u></b></p> <p><u>第14条 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</u></p> <p><b><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></b></p> <p><u>第15条 当銀行は、発行後1年経過後の日で、取締役会の決議により定めた日が到来することを条件として、法令上可能な範囲で、当会社が優先株式1</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条 ～ 第16条 ( 条文省略 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p><u>株を取得するのと引き換えに金 5 万円を交付することにより、優先株式の全部または一部を取得することができる。なお、優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 株 主 総 会</p> <p>第16条 ～ 第21条 ( 条文番号繰り下げ )</p> <p style="text-align: center;">第5章 種 類 株 主 総 会</p> <p><u>(種類株主総会への準用)</u></p> <p>第 22 条 第 17 条乃至第 19 条及び第 21 条の規定は種類株主総会に準用する。</p> <p style="text-align: center;">2 第 10 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p><u>(種類株主総会の決議方法)</u></p> <p>第 23 条 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">2 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">第6章 取締役および取締役会</p> <p>第24条 ～ 第32条 ( 条文番号繰り下げ )</p> <p style="text-align: center;">第7章 委員会設置会社</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="323 331 687 360">第<u>4</u>章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="225 427 647 456">第<u>17</u>条 ～ 第<u>25</u>条 ( 条文省略 )</p> <p data-bbox="359 571 652 600">第<u>5</u>章 委員会設置会社</p> <p data-bbox="225 667 647 696">第<u>26</u>条 ～ 第<u>29</u>条 ( 条文省略 )</p> <p data-bbox="395 763 612 792">第<u>6</u>章 計 算</p> <p data-bbox="225 860 647 889">第<u>30</u>条 ～ 第<u>34</u>条 ( 条文省略 )</p>	<p data-bbox="809 331 1329 360">第<u>33</u>条 ～ 第<u>36</u>条 ( 条文番号繰り下げ )</p> <p data-bbox="979 427 1195 456">第<u>8</u>章 計 算</p> <p data-bbox="809 524 1329 553">第<u>37</u>条 ～ 第<u>41</u>条 ( 条文番号繰り下げ )</p>

以上